

トラブル緊急隊(株式会社m3)協力店お申込書

株式会社m3
〒323-0807 栃木県小山市城東2-1-37
☎0120-546-119 E-mail: info@kagi119.net

協力店約款に同意し協力店に申し込みます。

お申込日	年 月 日	
フリガナ		法人印
貴社名		印
フリガナ		
代表者名		
フリガナ		
ご住所	〒	個人の方は実印を 押印ください。
代表電話	() —	
代表FAX	() —	
携帯電話	() —	
パソコンメール		@
携帯メール		@
銀行口座		

※トラブル緊急隊とは、株式会社m3が運営するサイトの名称及び事業の屋号です。

トラブル緊急隊(株式会社m3)／協力店約款

トラブル緊急隊の協力店へ申し込む前に必ず確認してください。

以下、甲をトラブル緊急隊(株)m3とし、乙を協会店様とし次のとおり締結する。

第1条【目的】

甲は、本契約で、乙に対しトラブル緊急隊の業務に関するノウハウを提供し、乙は、そのノウハウに従い事業を運営し相互に協力し、事業の繁栄と発展を図る。

第2条【トラブル緊急隊の概要】

トラブル緊急隊は、甲によるシステム全体の統括及び各協力店への指導援助と、各協力店による円滑な営業活動によって運営されるものである。

第3条【業務手数料】

乙は、甲に対し税込工事金額の30%を支払うこと。

支払いは、毎月10日までに当月分を甲の指定する銀行口座に振り込むこと。

また、10日が土曜日および日曜日および祝日にあたる場合、前倒しにするものとする。

第4条【遅延損害金】

乙は、本契約及び付帯契約により、乙の負担する債務の支払いが10日以上遅延した場合は、遅延損害金として年14.5%の遅延損害金を甲に支払う。

第5条【備品等の代金の支払い】

乙は、甲より購入した商品等の代金を毎月末に締め、翌10日に甲の指定する口座に送金すること。

第6条【営業日・営業時間】

営業日、営業時間は甲乙協議の上、決定する。

第7条【業務の運営】

乙は、甲の基づく業務運営に責任を負い、関係諸法規を守り、本付帯契約、規定名などに従う。乙は、甲より委託された作業を速やか適切に行うものとする

第8条【営業上の責任】

乙は、営業に関し、第三者との間に事故または争いが生じ、その営業の支障をきたし、また生じる恐れのあるときは、速やかに甲に報告するとともに責任をもって解決にあたる。

第9条【機密の保持】

乙及び乙の従業員は、本契約、付帯契約、規定、連絡文書等、甲の指導内容及び、甲の運営に関する計画、実施、その他契約に関して知りえた事項一切を第三者に漏らさない。また乙及び乙の従業員は、本契約終了後も守秘義務を負う。

第10条【損害賠償】

乙は、営業上で甲または第三者に損害を与えた場合、乙は、自らの責任に於いてこれに対処し、いかなる理由があろうとも甲に対し、金員の拠出を求めないものもちろん、甲に何らかの迷惑を掛けないものとする。

第11条【契約期間】

本契約期間は、契約締結日から1年間とする。

ただし、期間満了の6か月前まで甲、乙いずれかより書面による意思表示がない場合、本契約は引き続き3年毎に自動更新する。

第12条【裁判管轄】

甲ならびに乙は、本契約上の紛争ならびに本契約に関する一切の諸契約に関する紛争について、甲の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第13条【契約外事項】

本契約以外の事項に関し、疑問が生じたときは、審議誠実の原則にのっとり、双方協議の上、円滑に解決する。